

◎新潟県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年6月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村